定　款

制　定　日

１９７９年　7月１１日

改　訂　日

２０２２年　6月１６日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

第 1 章　　総　　則

(商　　号)

第 1 条　　当会社は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社と称し、
英文では、ITOCHU Techno-Solutions Corporation と表示する。

(目　　的)

第 2 条　　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

1．下記物品の輸出入、加工、開発、販売及び保守
　イ．コンピュータ及びコンピュータ関連機器
　ロ．半導体製造装置及び半導体の検査、測定機器並びにその部品
　ハ．半導体、集積回路等の電子部品
　ニ．情報処理機器及び事務機器
　ホ．自動設計製図装置・自動制御装置及び自動計測装置並びにそれらの関連精密機器
2．ソフトウェアの開発、輸出入、販売、受託開発及び保守
3．前1・2号に掲げる商品のリース及びレンタル
4．情報通信システムの企画、開発、運用及び保守
5．情報セキュリティシステムの企画、構築並びに運用
6．情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス
7．コンピュータセンターの運営管理
8．理学、工学、医学・薬学等の自然科学分野における調査、研究、評価及び技術支援
9．前各号に関するコンサルティング、教育訓練、出版及び技術要員の派遣等専門サービスの提供
10. 建築工事の請負、設計、施工及び監理
11. 電気通信工事業
12. 電気工事業
13. 労働者派遣事業
14. 広告宣伝に関する企画並びに制作、広告代理業
15. 不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋及び管理
16. 倉庫業
17. 貨物運送取扱業
18. 古物売買業
19. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条　　当会社は本店を東京都港区に置く。

(機　　関)

第 4 条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会
（2）監査役
（3）監査役会
（4）会計監査人

(公告方法)

第 5 条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　６　条　　当会社の発行可能株式総数は４９２，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第　７　条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　８　条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　９　条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増請求）

第１０条　　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第１１条　　当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利の行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第１２条　　当会社は株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第　３　章　　株　主　総　会

（招　　集）

第１３条　　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１４条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集者及び議長）

第１５条　　株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第１６条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１７条　　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってする。

（議決権の代理行使）

第１８条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役及び取締役会

（員　　数）

第１９条　　当会社の取締役は２０名以内とする。

（選　　任）

第２０条　　取締役は株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第２１条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各１名、取締役副社長若干名を定めることができる。

（取締役会）

第２３条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。

③ 当会社は、会社法第３７０条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

④ 取締役会の運営その他に関する事項については､取締役会の定める取締役会規程による。

（報 酬 等）

第２４条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定契約）

第２５条　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第　５　章　　監査役及び監査役会

（員　　数）
第２６条　　当会社の監査役は５名以内とする。

（選　　任）
第２７条　　監査役は株主総会において選任する。
②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

（任　　期）
第２８条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第２９条　　監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。

（監査役会）
第３０条　　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。
ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。
②　監査役会の運営その他に関する事項については､監査役会の定める監査役会規程による。

（報 酬 等）
第３１条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任限定契約）
第３２条　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第　６　章　　計　　算

（事業年度）

第３３条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当）

第３４条　　剰余金の配当は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し行う。

（中間配当）

第３５条　　取締役会の決議によって、毎年９月３０日現在の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第３６条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

（附　則）

現行定款第１６条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第１６条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１６条はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。